

「はい、こちら企業の労働110番です」。朝、パソコンを立ち上げてメールボックスを見ると、一通のメールが入つてありました。メールは自社で使用し



濱野社会保険労務士事務所
名北労働基準協会労務管理コンサルタント 濱野 雄司

1カ月単位の変形労働時間制の採用

と、「労働条件通知書」の内容の契約期間が試用期間しかないのに本契約期間を追記。次に、会社に無断欠勤した場合の退職処理が欠勤初日になつてるので、これでは人事権の濫用になります。

労働契約法、労働基準法、労働契約法いずれにも懲戒解雇について明確な規定は有りませんが、厚生労働省の通達で「2週間以上の無断欠勤」と示されているため、この項目の修正。

以上は社内書類の修正で済みましたがあ

週の労働時間で疑義のある項目が出てきました。

1日の所定労働時間が7時間でしたが、建設業で建設現場に入るので、完全週休2日制が取れず、隔週休2日制となつてい

ている「雇用契約書」、「労働条件通知書」等の内容に問題があるか、無いかの問い合わせでした。まずは「雇用契約書」と「労働条件通知書」はまとめることができるこ

と、「労働条件通知書」の内容の契約期間が試用期間しかないのに本契約期間を追記。次に、会社に無断欠勤した場合の退職処理が欠勤初日になつてるので、これでは人間を超えていました。担当者の方に確認すると残業手当は払っていないとのことでした。このままいくと労働時間は42時間と週40時間を超えていました。担当者は6日の週は42時間と週40時間を超えていました。担当者の方に確認すると残業手当は払っていないとのことでした。

ました。

出勤が5日の週は週の労働時間が35時間で問題ありませんが、出勤が6日の週は42時間と週40時間

をしないですむ方法として、変形労働時間制を採用することをお勧めしました。

した。

この場合、1年単位の変形労働時間制と1ヶ月単位の変形労働時間制が採用されました。

愛知県下各労働基準監督署に提出し、届け出は無事終了しました。

これで、経費削減と労働基準法違反の解決と一石二鳥となりました。



まず「1ヶ月単位の変形労働時間制に関する協定届」を厚生労働省のホームページ「主要様式ダウソロードコーナー」からダウンロードし、必要事項を記入して、労働者の代表者に署名をしてもらうよう

にしました。労働基準監督署への届け出は、どのような変形労働時間制をとるか明確にする必要があり、ありますので、添付文書にAグループとBグループ、2パターンの出勤カレンダーの書き方を説明し、届け出書類を作成していただいて、協定届と

添付資料を労働基準監督署に提出し、届け出は無事終了しました。
企業は文書のチエックが必要な場合などに便利な、E-mailのほか来館やファックスで問い合わせができますのでご活用ください。

『企業の労働110番』
☎ 052-961-7110・FAX 052-961-9635
roudou110@meinokuroku.i.or.jp

(労働基準協会に未加入企業は、初回1回のみ名北労働基準協会への来館で無料相談が可能で

イラスト・木村武司